

資料2

防衛庁へ要望

平成15年10月17日

防衛庁運用局衛生官 殿

協同組合日本看護協会
会長 登山 熊

「自衛官診療証交付にあたって」の受診妨害防止の要望

要望の趣旨
「自衛官診療証交付にあたって」（以下「本件」という。）（別紙1参照）が配布されています。これは、自衛官にとっては「医療選択の自由の妨害」を、柔道整復師（以下「整復師」という。）に対しては「営業妨害」などの問題を惹起します。この様な問題について、これが自衛隊全体へも同様な懸念が湧くことから、直接の当該関係部局とともに全体に対しても速かに同様な問題防止の周知徹底を願いますようお願い申し上げます。

要望の理由
本件は「自衛官診療証交付にあたって」の対策と要旨（以下「対策と要旨」という。）（別紙2参照）のような注意があります。
本件は、防衛庁の自衛隊員及び整復師に対する意識や認識が具体的な態度や姿勢として表れたものと考えます。実は、本件と同様問題については既に先に問題防止対策を講じている次第です。別途参照。だが、それが、相変わらずこうした問題として表れたものです。これは、直接、注意の要望を受けた者にとっては格別、そこから指導・指示を受ける者にとっては以前問題の理解困難を示すものです。一考を要するものと考えます。一般社会と自衛隊と同一とは言えない箇所はともかく、「医療・医療制度」に対する「忌避」は妨害・障害の問題として是非とも一日も早く解決を願いたい次第です。よろしくお問い合わせ申し上げます。

資料3

整復師受診妨害防止対策原案

運用局衛生官付担当

部外医療機関における療養に関する対応について（連絡）

今般、部隊において配布している、所属部隊向けの自衛官診療証の利用に関する周知文書において、内容に事実誤認の部分があったことから関係団体の指摘に基づき訂正の上再配布するという事実が発生した。

部隊等における、診療制度等の周知については、部隊等の担当者及び療養を希望する隊員双方の誤解や理解不足から、部内或いは部外との間のトラブル事業の原因となっているとの指摘を受け、これまでも累次の取り組みを実施してきたところであるが、今後も同様な事業の発生を防止するため、改めて下記の点について部隊等の担当者に対して周知徹底をはかられたい。

- 柔道整復師医療への対応について
脱臼又は骨折の患部への施術以外は、医師の同意は必要とされていないこと
- 患者である自衛官への対応について
自衛官の部外医療機関への受診については、所属部隊等に届け出るよう規定されており、必要があれば部隊等の医官等と相談の上、療養の範囲を決定している。この際、療養を希望する自衛官個人の意志を尊重すべきであり、医療機関の選択権は患者である自衛官個人にあることは当然である。
自衛官から部外医療機関への受診の要望があった場合、医官等は患者である自衛官の申し出について真摯に、かつ誠意を持って対応し、決して高圧的な態度をとらないこと。

資料4

整復師受診妨害防止通知

前記整復師受診妨害防止対策の取り組みを基に陸・海・空各自衛隊あてに次のような受診妨害防止周知徹底対策を講じました。

○海上自衛隊あて通知

専務連絡
15.11.19

海上幕僚監部首席衛生官付担当官 殿

運用局衛生官付担当

部外医療機関における療養に関する対応について（連絡）

今般、部隊において配布している、所属隊員向けの自衛官診療証の利用に関する周知文書において、内容に事実誤認の部分があったことから関係団体の指摘に基づき訂正の上再配布するという事実が発生した。

部隊等における、診療制度等の周知については、部隊等の担当者及び療養を希望する隊員双方の誤解や理解不足から、部内或いは部外との間のトラブル事業の原因となっているとの指摘を受け、これまでも累次の取り組みを実施してきたところであるが、今後も同様な事業の発生を防止するため、改めて下記の点について部隊等の担当者に対して周知徹底をはかられたい。

- 柔道整復師医療への対応について
脱臼又は骨折の患部への施術以外は、医師の同意は必要とされていないこと
- 患者である自衛官への対応について
自衛官の部外医療機関への受診については、所属部隊等に届け出るよう規定されており、必要があれば部隊等の医官等と相談の上、療養の範囲を決定している。この際、療養を希望する自衛官個人の意志を尊重すべきであり、医療機関の選択権は患者である自衛官個人にあることは当然である。
自衛官から部外医療機関への受診の要望があった場合、医官等は患者である自衛官の申し出について真摯に、かつ誠意を持って対応し、決して高圧的な態度をとらないこと。

資料5

○航空自衛隊あて通知

専務連絡
15.11.19

航空幕僚監部首席衛生官付担当官 殿

運用局衛生官付担当

部外医療機関における療養に関する対応について（連絡）

今般、部隊において配布している、所属隊員向けの自衛官診療証の利用に関する周知文書において、内容に事実誤認の部分があったことから関係団体の指摘に基づき訂正の上再配布するという事実が発生した。

部隊等における、診療制度等の周知については、部隊等の担当者及び療養を希望する隊員双方の誤解や理解不足から、部内或いは部外との間のトラブル事業の原因となっているとの指摘を受け、これまでも累次の取り組みを実施してきたところであるが、今後も同様な事業の発生を防止するため、改めて下記の点について部隊等の担当者に対して周知徹底をはかられたい。

- 柔道整復師医療への対応について
脱臼又は骨折の患部への施術以外は、医師の同意は必要とされていないこと
- 患者である自衛官への対応について
自衛官の部外医療機関への受診については、所属部隊等に届け出るよう規定されており、必要があれば部隊等の医官等と相談の上、療養の範囲を決定している。この際、療養を希望する自衛官個人の意志を尊重すべきであり、医療機関の選択権は患者である自衛官個人にあることは当然である。
自衛官から部外医療機関への受診の要望があった場合、医官等は患者である自衛官の申し出について真摯に、かつ誠意を持って対応し、決して高圧的な態度をとらないこと。

資料6

○陸上自衛隊あて通知

事務連絡
15.11.27

陸上幕僚監部衛生部担当官 殿
運用局衛生官付担当

部外医療機関における療養に関する対応について（連絡）

今般、部隊において配布している、所属隊員向けの自衛官診療証の利用に関する周知文書において、内容に事実誤認の部分があったことから関係団体の指摘に基づき訂正の上再配布するという事実が発生した。

部隊等における、診療制度等の周知については、部隊等の担当者及び療養を希望する隊員双方の誤解や理解不足から、部内或いは部外との間のトラブル事業の原因となっているとの指摘を受け、これまでも累次の取り組みを実施してきたところであるが、今後も同種事業の発生を防止するため、改めて下記の点について部隊等の担当者に対して周知徹底をはかられたい。

○ 柔道整復師医療への対応について
脱臼又は骨折の患部への施術以外は、医師の同意は必要とされていないこと

○ 患者である自衛官への対応について
自衛官の部外医療機関への受診については、所属部隊等に届け出るよう規定されており、必要があれば部隊等の医官等と相談の上、療養の範囲を決定している。この際、療養を希望する自衛官個人の意志を尊重すべきであり、医療機関の選択権は患者である自衛官個人にあることは当然である。
自衛官から部外医療機関への受診の要望があった場合、医官等は患者である自衛官の申し出について真摯に、かつ誠意を持って対応し、決して制限することなく受診させなければならない。

資料7

○各方面あて通知1

事務連絡
15.12.10

各方面総監部医務官付 担当官 殿
陸幕衛生部医務班
衛生管理専門官

部外医療機関における療養に関する対応について

今般、某部隊において配布している所属隊員向けの自衛官診療証の利用に関する周知文書において、内容に事実誤認の部分があったことから関係団体の指摘に基づき訂正の上再配布するという事実が発生しました。

部隊等における診療制度等の周知については、部隊等の担当者及び療養を希望する隊員双方の誤解や理解不足から、部内或いは部外との間のトラブル事業の原因となっているとの指摘を受け、これまでも累次の取り組みに日頃より様々なご尽力をされているところですが、今後も同種事業の発生を防止するため、改めて下記の点について、隷下部隊等の担当者に対して下記事項の周知徹底を図られたいとお願いいたします。

1 柔道整復師医療への対応について
「脱臼」又は「骨折」の患部への施術以外は、医師の同意は必要とされていないこと。

2 患者である自衛官への対応について
自衛官の部外医療機関への受診については、所属部隊等に届け出るよう規定されており、必要があれば部隊等の医官等と相談の上、療養の範囲を決定している。この際、療養を希望する自衛官個人の意志を尊重すべきであり、医療機関の選択権は患者である自衛官個人にあることは当然である。
自衛官から部外医療機関への受診の要望があった場合、医官等は患者である自衛官の申し出について真摯に、かつ誠意を持って対応し、決して制限することなく受診させなければならない。

資料8

○各方面あて通知2

15.12.15

航空総隊司令部医務官付担当官
航空支援集団司令部医務官付担当官
航空教育集団司令部医務官付担当官
航空中央業務隊業務科担当官 殿
幹部学校業務部衛生課担当官
補給本部医務官付担当官
岐阜病院基地衛生課担当官

航空幕僚監部首席衛生官付
衛生管理専門官

部外医療機関における療養に関する対応について（連絡）

担当者各位におかれましては、日頃から基地所在隊員の健康管理、療養の給付業務並びに機会を捉えた診療制度等の周知に尽力されているところと想料いたします。

さて、先般某基地において発行した「自衛官診療証交付時における指導事項」の内容に事実誤認の部分があったことから部外医療機関（団体）の指摘に基づき訂正の上、再配布（後日回収）するという事実が発生しました。

各基地部隊等における、診療制度等の周知については、部隊担当者及び部外診療を希望する隊員の誤解や理解不足から、部外医療機関との間のトラブル事業の原因となっているとの認識からこれまで各基地において累次の取組みを実施してきたところですが、今後も同種事業の未然防止を図るため、改めて下記の点について、部隊担当者等と隊員双方に対する周知徹底をお願いいたします。

記

1 柔道整復師医療への対応について
脱臼又は骨折の患部への施術以外は、医師の同意は必要とされていないこと。

2 患者である隊員への対応について
特に自衛官の部外医療機関への受診については、所属部隊に届け出るよう規定されており、必要があれば基地医務室等の医官等と相談の上、療養の範囲を決定している。この際、療養を希望する自衛官個人の意志を尊重すべきであり、医療機関の選択権は患者である自衛官個人にあることは当然である。
なお、自衛官から部外医療機関への受診の要望があった場合は、医官等は患者である自衛官の申し出について真摯に、かつ誠意を持って対応し、決して高任的な態度をとらないこと。

3 自衛官診療証交付時における注意事項等の参考について
（交付時の注意事項等の参考）
・ 保管には、十分留意してください。
・ 亡失・破損時には、速やかに医務室へ届出てください。
・ 部外の医療機関を利用する場合は自己負担が生じる場合があります。
・ 次の場合は、速やかに本証を返納してください。
 転出：転出先発行部隊等へ
 退費：〇〇隊〇〇科へ
・ 使用にあたって、ご不明な点は医務室までご連絡ください。
（医務室住所、電話番号及び内線等）

資料9

○各方面あて通知3

事務連絡
起案年月日 15.12.13

衛生官 (医務担当)	起案者 海幕衛生企画室 田中(田) TEL 8-6-50081
---------------	--

東京戦務隊総務科長
第1術科学校衛生課長
自衛隊横須賀、舞鶴病院総務課長
沖縄基地隊衛生科長
小松島航空隊衛生班長 殿
各衛生隊総務科長
各航空衛生隊長
那覇航空基地隊衛生班長

海上幕僚監部衛生企画室
衛生官(医務担当)

件名	部外医療機関（柔道整復師）における療養希望者に対する対応について
----	----------------------------------

周知について、今般、部隊において配布している、所属隊員向けの自衛官診療証の利用に関する周知文書において、内容に事実誤認の部分があったことから関係団体の指摘に基づき訂正の上再配布するという事実が発生した。

部隊等における診療制度等の周知については、部隊等の担当者及び療養を希望する隊員双方の誤解や理解不足から、部内或いは部外との間のトラブル事業の原因となっているとの指摘を受け、これまでも累次の取り組みを実施してきたところであるが、今後も同種事業の発生を防止するため、改めて下記の点について部隊等の担当者に対して周知徹底を図られたい。

記

1 柔道整復師医療への対応について
脱臼又は骨折の患部への施術以外は医師の同意は必要とされていないこと。

2 患者である自衛官への対応について
自衛官が部外医療機関（柔道整復師）において療養を受けようとするときは、実施機関の長等に申請するよう規定されており、当該申請の内容について適正な療養を受けるよう指導しなければならない。この際、申請を受けた実施機関の長等は、療養を希望する自衛官の意志を尊重に配慮すること。

以上のような妨害防止周知徹底を願いました。

本回自衛隊員受診妨害防止の周知徹底がまた一歩大きく前進するものです。自衛隊員の医療受診の正常化・健全化とともに整備師医療に対する正常化・健全化が進み、ひいてはわが国医療制度の健全化が大きく進むものと考えます。整備師の意識の向上とともに社会の理解の向上です。

資料4

業 務 連 絡		
決 裁	合 議	起 案 部 課
了	了 <small>医療管理課長</small>	衛生部 医務保健班 [Redacted] [Redacted]
東通衛第106号 20. 4. 9		
各方面監理部医務官 殿 自衛隊中央病院企画副室長 陸上幕僚監部衛生部 医務保健班長		
件名	柔道整復師の施術等にあたっての留意点について（通知）	
<p>標記について、陸通衛第115号（2. 6. 6）「柔道整復師の施術について」、陸通衛第35号（8. 2. 10）「柔道整復師の施術に係る療養費について」、保医発第0523001（18. 5. 23）「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項について」及び「陸通衛第315号（19. 10. 26）「柔道整復師の施術に係る療養費の適正な支給について（通達）」により実施しているところであるが、今般、別添のとおり柔道整復師の施術を受ける場合の留意点が示されたことから、隊員及び医療担当者への周知徹底を図りたい。</p> <p>添付書類：「柔道整復師の施術を受ける場合」 保存期間：1年 分類番号：X-X2-19</p>		

資料5

業 運 起 案 紙		
決 数	合 議	起 案 部 課
了	了 <small>医務幹部</small>	医務保健班 [Redacted] [Redacted]
東通衛第12号 20. 4. 11		
各駐屯地業務隊衛生科長 殿 北海道補給処医務部衛生課長 各方面監理部医務官室 医務保健班長		
件名	柔道整復師の施術等にあたっての留意点について（通知）	
<p>標記について、下記のとおり連絡する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的 今般、別添のとおり柔道整復師の施術を受ける場合の留意点が示されたことから、隊員及び医務室等勤務員への周知徹底を図るもの。</p> <p>2 業務の概況 (1) 「柔道整復師の施術について」（陸通衛第115号（2. 6. 6）） (2) 「柔道整復師の施術に係る療養費について」（陸通衛第35号（8. 2. 10）） (3) 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項について」保医発第0523001（18. 5. 23）及び「柔道整復師の施術に係る療養費の適正な支給について（通達）」（陸通衛第315号（19. 10. 26））</p> <p>3 隊員及び医務室勤務員への周知徹底要領 (1) 隊 員 別添資料に基づき、健康係を通じた隊員への周知徹底 (2) 医務室等勤務員 医務室での教育の場を活用した周知徹底</p> <p>添付資料：「柔道整復師の施術等にあたっての留意点について」（東通衛第106号（20. 4. 9）） 保存期間：1年 分類番号：X-X2-X19</p>		